

介護保険 住宅改修の手引き

大分県日田市 長寿福祉課
令和8年3月

目次

1. 介護保険住宅改修費支給制度について	1
(1) 支給対象となる住宅改修工事の種目	1
(2) 住宅改修費支給の要件	1
(3) 支給限度基準額及び保険給付額	2
(4) 支払方法	3
(5) 留意事項	3
2. 介護保険住宅改修手続きの流れ	4
①-1 事前承認申請【受領委任払い】(購入前に提出)	5
①-2 支給申請【受領委任払い】(購入後に提出)	5
②-1 支給申請【償還払い】(工事前に提出)	6
②-2 支給申請【償還払い】(工事後に提出)	6
3. 申請書類等記入例	7
受領委任払利用承認申請書	7
受領委任払支給申請書	8
償還払支給申請書	9
委任状・誓約書	10
4. 介護保険住宅改修に関するQ&A	11

1. 介護保険住宅改修費支給制度について

介護保険制度では、要介護（要支援）の認定を受け在宅生活をしている人が自立して安全に生活できるよう、生活環境の整備に伴う費用の一部を住宅改修費として支給しています。

(1) 支給対象となる住宅改修工事の種目

対象種目	機能又は構造等
1. 手すりの設置	通路、トイレ、玄関等に、転倒の予防や移動・移乗の動作を補助する目的で手すり（ベースプレートなどの下地補強を含む）を設置するもの。 ※取付工事を伴わない、据え置き型のものなどは対象外
2. 段差の解消	段差を解消するために、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げを行うもの等。 ※踏み台やスロープの設置のなかで、工事により固定しない場合は対象外
3. 滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更	畳敷きから板製床材（フローリング）等へ変更するもの、浴室の床を滑りにくい床材へ変更するもの等。
4. 引き戸等への扉の取替	開き戸から引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどへの取替え等の扉全体の交換、ドアノブの変更、戸車の設置。
5. 洋式便器等への便器の取替	和式便器から洋式便器への取り替え等。 ※福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」の設置は対象外
6. 上記1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ・扉の取替に伴う壁又は柱の改修工事 ・便器の取替に伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）等

(2) 住宅改修費支給の要件

以下の①～⑥の要件をすべて満たしている場合に、住宅改修費の支給を受けることができます。

- ① 要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けていること
- ② 利用者が在宅生活をしていること（入院・入所・外泊は不可。ただし、入院・入所中に在宅へ復帰するための住宅改修を行うことは可能です）
- ③ 排泄や入浴、外出等の日常動作において、利用者本人の自立した生活を促すことや介護者の負担軽減を図ることを目的としていること。
- ④ 指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所の担当介護支援専門員（ケアマネジ

ヤー)が住宅改修の必要性を認めていること。

(担当介護支援専門員がいない場合は、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、住環境コーディネーター2級以上の資格所持者等の専門職が住宅改修の必要性を検討すること)

- ⑤ 介護保険被保険者証に記載されている住所地での改修であり、実際に居住している住宅であること。
- ⑥ 住宅改修の着工前に、市へ事前の申請を行い、承認を受けていること。

※支給対象外の例

事前申請前に工事着工した場合及び事前申請時から工事内容を変更した場合は、住宅改修費を支給することが出来ません。また受領委任申請の場合は、変更申請が必要です。

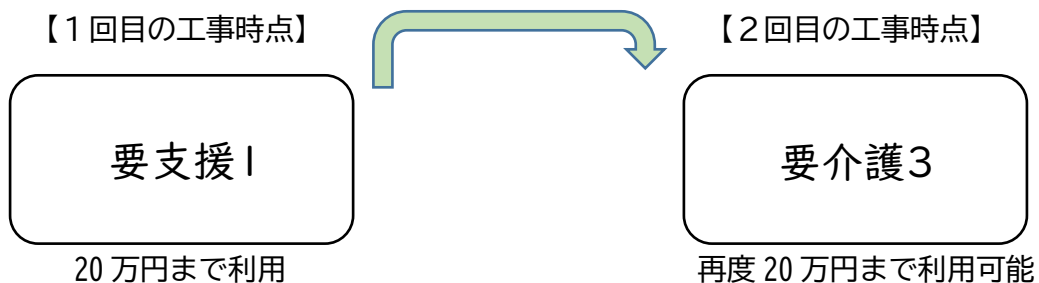
(3) 支給限度基準額及び保険給付額

要介護・要支援状態区分にかかわらず、要件を満たす住宅改修を行った場合に、要した費用のうち20万円を上限としてその9割～7割(自己負担額は1割～3割)が支給されます。自己負担割合については、お持ちの「介護保険負担割合証」をご確認ください。20万円を超えた分は全額自己負担となります。限度額に達するまで複数回の工事を行うことも可能です。

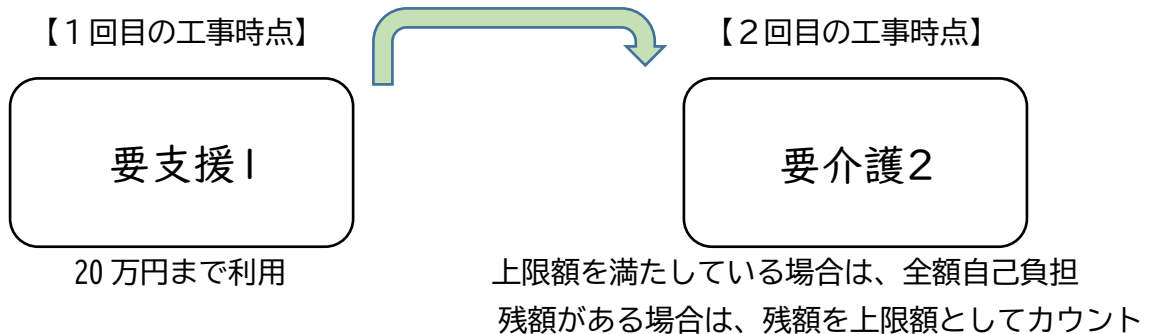
※以下の条件を満たした場合、再度支給限度額の20万円までの支給が可能となります。

- ①要介護状態区分が前回申請時から3段階以上上がった場合(同一要介護者につき1回が限度)
- ②住宅を転居した場合

○支給が可能な例



×支給できない例



※要支援2と要介護1は「介護の必要の程度」に基づき、同一の区分として考えます。

(4) 支払方法

「償還払」と「受領委任払」の2通りの方法があります。

① 償還払

利用者（被保険者）が施工業者に代金の全額を支払い、その後、日田市から利用者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

② 受領委任払

利用者（被保険者）が施工業者（※）に自己負担割合分（1～3割）を支払い、その後、日田市から施工業者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

※市に「住宅改修費受領委任払取扱事業者」として登録している施工業者である必要があります。

(5) 留意事項

① 介護認定申請中の方について

介護認定申請中の方が、事前申請の確認後に工事に着工することは可能ですが、工事後の申請（支給申請）は認定結果が出た後でのみ受付が可能です。認定結果が「非該当」の場合は住宅改修費の支給を受けることができなくなるため、全額自己負担となります。

② 一時的に家族宅等に居住している場合等の住宅改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅が支給対象のため、住所地が異なる家族宅等は支給対象になりません。

③ 新築や増築、老朽化等について

住宅の新築や増築（部屋を新たに設ける等）、素材の老朽化や故障による交換等は支給対象となりません。

④ 工事完了前に被保険者が亡くなられた場合

ご存命中に工事が完了し、改修箇所を利用した場合は住宅改修費の対象となりますが、亡くなられた後に工事が完了した場合は住宅改修費の対象になりません。

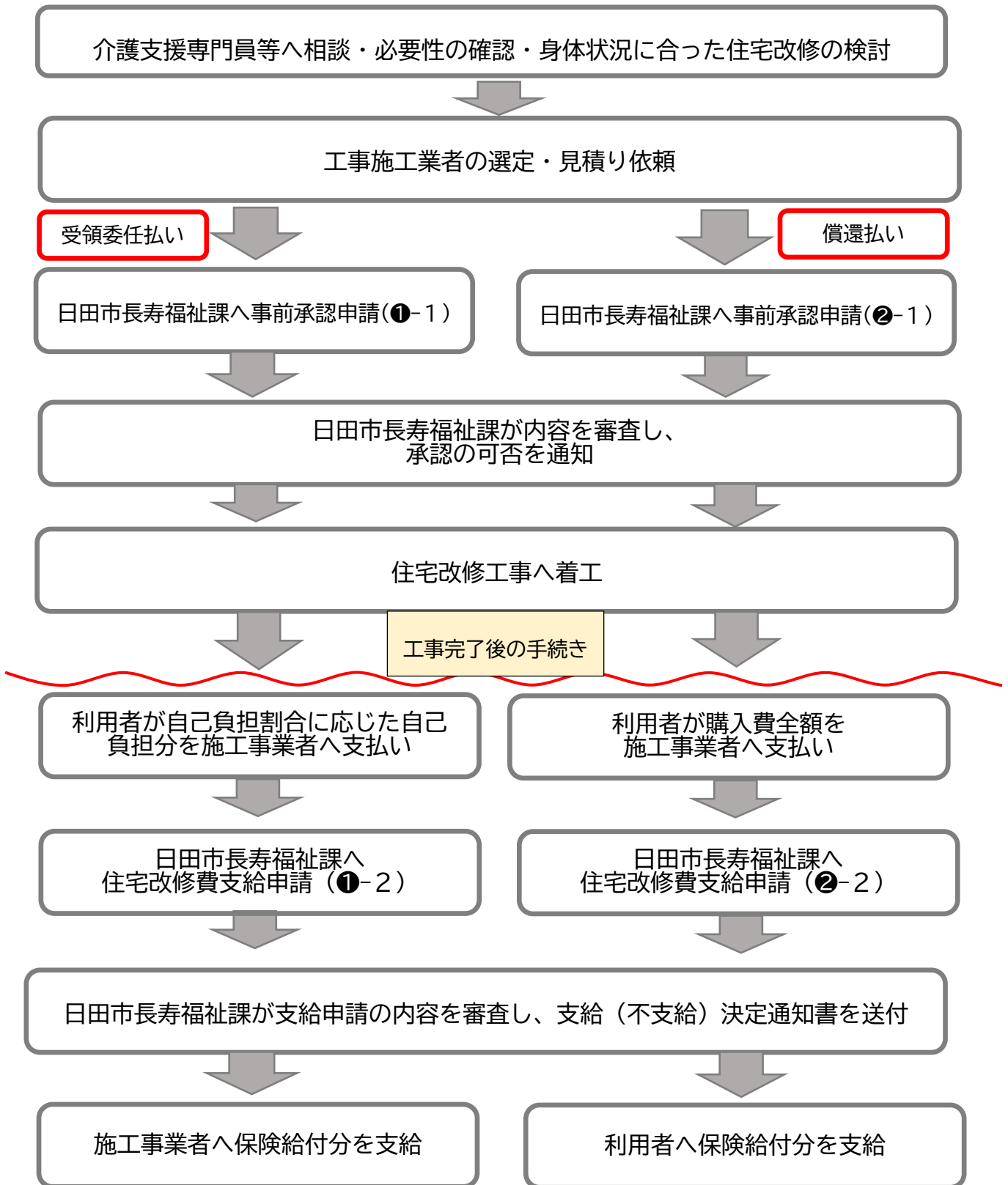
⑤ 本人や家族等が住宅改修を行う場合

人件費などは対象にならず、購入した材料費のみが支給対象となります。この場合でも事前申請は必要であり、使用した材料の内訳を記した内訳書や、購入した際の領収書などの書類を提出していただきます。

⑥ 同一住所地に要介護(支援)の認定を受けている方が複数人いる場合

要介護（支援）の認定を受けている方毎に、上限額 20 万円までの住宅改修が支給対象となります。住宅改修を希望される場合は、要介護（支援）の認定を受けている方毎に、申請をお願いいたします。ただし、複数人で同一箇所への工事は対象外となります。

2. 介護保険住宅改修手続きの流れ



①-1 事前承認申請【受領委任払い】（着工前に提出）

※毎月15日と月末を締め日とし、締め日後約1週間程度で承認の可否を文書により通知します。
 なお、工事内容に不備等があった場合、承認を否とすることがありますので、工事内容等で不明点があった場合は、事前に相談していただきますようお願いいたします。

申請に必要な書類	備考
1. 住宅改修費受領委任払利用承認申請書	P7 参照
2. 住宅改修が必要な理由書	
3. 見積書（内訳書）※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
4. 住宅改修を希望する住宅の図面等 ※施工予定箇所がわかるようにマーカー等で記入してください。	
5. 改修前の写真	
6. 必要書類のチェックリスト（工事前）	
7. 住宅改修所有者承諾書 ※土地・建物の所有者が本人以外の場合のみ	

①-2 支給申請【受領委任払い】（工事後に提出）

※月末締めで、翌月20日（20日が土日祝祭日の場合はその直前の営業日）に支給します。
 ただし、書類不備・差替えがあった場合や、現地確認を要した場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	備考
1. 住宅改修費受領委任払支給申請書	P8 参照
※工事後、支給申請前に利用者本人が死亡した場合、誓約書が必要です	P10 参照
2. 住宅改修受領委任払利用承認通知書【原本】	
3. 改修後の写真（施工中写真）	コア抜き部分や床の下地等は 施工中の写真も必要
4. 領収書 ※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
5. 必要書類のチェックリスト（工事後）	

②-1 事前承認申請【償還払い】（工事前に提出）

※締め日はありません。随時受付しております。

申請に必要な書類	備考
1. 住宅改修が必要な理由書	
2. 見積書（内訳書）※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
3. 住宅改修を希望する住宅の図面等 ※施工予定箇所がわかるようにマーカー等で記入してください。	
4. 改修前の写真	
5. 必要書類のチェックリスト（工事前）	
6. 住宅改修所有者承諾書 ※土地・建物の所有者が本人以外の場合のみ	

②-2 支給申請【償還払い】（工事後に提出）

※月末締めで、翌月 20 日（20 日が土日祝祭日の場合はその直前の営業日）に支給します。

ただし、書類不備・差替えがあった場合、現地確認を要した場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	備考
1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	P9
※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です	P10 参照
※工事完了後、支給申請前に利用者本人が死亡した場合、誓約書が必要です	P10 参照
2. 住宅改修が必要な理由書	
3. 見積書（内訳書）※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
4. 領収書 ※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
5. 住宅改修を希望する住宅の図面等	
6. 改修後の写真（施工中写真）	コア抜き部分や床の下地等は施工中の写真も必要
7. 必要書類のチェックリスト（工事後）	
8. 住宅改修所有者承諾書 ※土地・建物の所有者が本人以外の場合の	

3. 申請書類等記入例

【受領委任払利用承認申請書】

様式第6号（第7条関係）

住宅改修費受領委任払利用承認申請書

フリガナ	ヒタ カイゴ	保険者番号		4	4	2	0	4	6			
被保険者氏名	日田 介護	被保険者番号	4	4	2	0	4	6	0	1	0	0
生年月日	大・ 昭 ・平 30年 4月 1日											
住所	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号 電話番号 22-8264											
住宅の所有者	日田 介護 本人との関係（ 本人 ）											
改修事業者名	〇〇工務店	事業者登録番号	4	4	2	0	4	6	0	0	1	
改修の内容・箇所及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺設置 2か所 ・扉の交換 1か所 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px; background-color: #fff9c4;"> <p>受領委任払いを受任する事業者は、事前に市へ届出を提出し、事業者登録を行う必要があります。</p> </div>											
改修予定費用	100,000 円											
<p>日田市長様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて住宅改修費に係る受領委任払いについて申請します。</p> <p>令和7年 4月 1日</p> <p>申請者 住所 日田市田島2丁目6番1号 氏名 日田 介護 電話番号 22-8264</p>												

※ 申請の際は、チェックリスト（着工前）を確認し、必要書類を添付してください。

日田市記入欄

支給限度額 (A)	既支給額 (B)	上限額 (C)	支給予定対象額 (D)	支給予定額 (C)と(D)の小さい方
円	円	円	円	円
介護度	認定期間		負担割合	自己負担額
支援 介護	～		割	円

保険料の滞納状況
有 ・ 無

【受領委任払支給申請書】

様式第10号(第9条関係)

住宅改修費受領委任払支給申請書

フリガナ	ヒタ カイゴ	保険者番号	4	4	2	0	4	6																																															
被保険者氏名	日田 介護	被保険者番号	4	4	2	0	4	6																																															
生年月日	大・ 昭 ・平 30年 4月 1日生		4	6	0	1	0	0																																															
住所	〒 877-8601 日田市田島2丁目6番1号	電話番号	22-8264																																																				
住宅の所有者	日田 介護	本人との関係()	本人																																																				
改修の内容・ 箇所及び規模	・手摺設置 2か所 ・扉の交換 1か所	業者名	〇〇工務店																																																				
		着工日	令和7年 4月 20日																																																				
		完成日	令和7年 4月 25日																																																				
改修費用	100,000 円																																																						
日田市長様 上記のとおり関係書類を添えて住宅改修費の支給を申請します。 令和 年 月 日 住所 日田市田島2丁目6番1号 申請者 氏名 日田 介護		<p>着工日は承認通知書で承認を受けた日以降である必要があります。また、本申請書は、工事が完了した完成日以降にご提出ください。</p> <p>※支給申請前に本人が亡くなった場合は、相続人が申請者となります。</p> <p>電話番号 22-8264</p>																																																					
※ チェックリスト(着工後)を確認し、必要書類を添付してください。																																																							
竣工検査 同意欄	住宅改修費受領委任払いの支給申請について、竣工検査を受けることに同意します。																																																						
	氏名	日田 介護																																																					
日田市長様 甲は、住宅改修費の受領に関する権限を下記のとおり乙に委任いたします。 令和7年 4月 26日		<p>※支給申請前に本人が亡くなった場合は、同意欄が相続人氏名となります。</p>																																																					
甲 (委任者) 住所 日田市田島2丁目6番1号 氏名 日田 介護		<p>乙 (受任者) 住所 日田市田島2丁目〇番〇号 名称 〇〇工務店 代表者氏名 日田市長 電話番号 23-3111 事業者登録番号 4 4 2 0 4 6 0 0 1</p> <p>受領委任払いを受任する事業者は、事前に市へ届出を提出し、事業者登録を行う必要があります。</p>																																																					
※支給申請前に本人が亡くなった場合は、相続人が委任者となります。		<p>上記のとおり承諾いたしましたので、住宅改修費については、下記の口座に振込みください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">振込口座</td> <td style="text-align: center;">〇〇</td> <td style="text-align: center;">△△</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">口座番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融機関コード</td> <td style="text-align: center;">店舗コード</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 8 8 8</td> <td style="text-align: center;">8 8 8</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">当座</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">〇〇 コウムテン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">口座名義人</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">〇〇 工務店</td> </tr> </table>							振込口座	〇〇	△△	口座番号							金融機関コード	店舗コード	1	2	3	4	5	6	7	8 8 8 8	8 8 8	2	当座	3	その他					フリガナ		〇〇 コウムテン							口座名義人		〇〇 工務店						
振込口座	〇〇	△△	口座番号																																																				
	金融機関コード	店舗コード	1	2	3	4	5	6		7																																													
	8 8 8 8	8 8 8	2	当座	3	その他																																																	
フリガナ		〇〇 コウムテン																																																					
口座名義人		〇〇 工務店																																																					
市記入欄																																																							
支給限度額 (A)	既支給額 (B)	上限額 (C)	支給対象額 (D)	支給決定額 (C)と(D)の小さい方																																																			
円	円	円	円	円																																																			
介護度	認定期間		負担割合	自己負担額																																																			
支援介護	~		割	円																																																			
保険料の滞納状況																																																							
有・無																																																							

【償還払支給申請書】

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	ヒタ カイゴ	保険者番号	4 4 2 0 4 6									
被保険者氏名	日田 介護	被保険者番号	4	4	2	0	4	6	0	1	0	0
生年月日	大・昭・平 30年 4月 1日生											
住所	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号		電話番号 22-8264									
住宅の所有者	日田 介護		本人との関係(本人)									
改修の内容・ 箇所及び規模	・手摺設置 2か所 ・扉の交換 1か所	業者名	〇〇工務店									
		着工日	令和7年 4月 20日									
		完成日	令和7年 4月 25日									
改修費用	100,000 円											
日田市長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和7年 4月 26日 申請者 住所 日田市田島2丁目6番1号 氏名 日田 介護 電話番号 22-8264												

着工日は市へ事前に理由書等を提出し、承認を受けた日以降である必要があります。また、本申請書は、工事が完了した完成日以降にご提出ください。

※支給申請前に本人が亡くなった場合は、相続人が申請者となります。

※ チェックリスト(着工後)を確認し、必要書類を添付してください。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行	〇〇	本店	△△	口座番号						
	農協		支店		1 普通						
	信用金庫		出張所		2 当座						
	信用組合				3 その他						
	金融機関コード	8 8 8 8	店舗コード	8 8 8	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	ヒタ カイゴ									
	口座名義人	日田 介護									

※支給申請前に本人が亡くなった場合は、相続人の口座を記載してください。

竣工検査 同意欄	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請について、竣工検査を受けることに同意します。
	氏名 日田 介護

※支給申請前に本人が亡くなった場合は、同意欄は相続人氏名となります。

※ 太枠の中のみご記入下さい

市記入欄

支給限度額 (A)	既支給額 (B)	上限額 (C)	支給対象額 (D)	支給決定額 (C)と(D)の小さい方
円	円	円	円	円
介護度	認定期間		負担割合	自己負担額
支援 介護	~		割	円
保険料の滞納状況				
有・無				

【委任状（償還払）】

委任状

私、日田 太郎 は介護保険住宅改修費に伴う費用の償還金の受け取りに関する一切の権限を
日田 花子 に委任します。

令和〇年〇月〇日

委任者

住所 日田市田島2丁目●番口号

氏名 日田 太郎

受任者

住所 日田市田島2丁目●番口号

氏名 日田 花子

日 田 市 長 様

【誓約書（受領委任払）】

誓約書

日田 太郎 に係る住宅改修費支給申請について、
受給者である本人が死亡したので、私が相続人として請求受領いたします。

なお、本件請求・受領に関して今後問題が生じたときは、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

相続人 住所 日田市田島1丁目△番口号

氏名 日田 一郎

日 田 市 長 様

【誓約書（償還払）】

誓約書

日田 太郎 に係る住宅改修費支給申請について、
受給者である本人が死亡したので、私が相続人として請求受領いたします。

なお、本件請求・受領に関して今後問題が生じたときは、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

相続人 住所 日田市田島1丁目△番口号

氏名 日田 一郎

日 田 市 長 様

4. 介護保険住宅改修に関するQ&A（厚生労働省HPより抜粋）

厚生労働省から示されている住宅改修に関するQ&Aです。

項目	質問	回答	QA発出時期等
領収書	領収書は写しでもよいか	申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
工事内訳書	支給申請の際、添付する工事内訳書に関し、材料費、施工費等を区別できない工事があるが、全て区別しなければならないか。	工事内訳書において、材料費・施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区別できない工事については無理に区別する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。	H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写り込むといった取り扱いをされたい。	H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築の場合は住宅改修と認められてないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」

項目	質問	回答	QA発出時期等
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとなるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体的状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規定や他の区分の所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol.2」

項目	質問	回答	QA発出時期等
入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。	<p>入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。</p> <p>ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱い差し支えない。</p>	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係る Q&A vol. 2」
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係る Q&A vol. 2」
理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。	H18. 3. 27 介護制度改革 information vol. 80 「平成 18 年 4 月改定 関係 Q&A (vol. 2)」

項目	質問	回答	QA発出時期等
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
浴室の段差 解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
上がり框 （かまち） の段差緩和 工事	（住宅改修）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上り框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易ではないものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
段差解消機 等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差解消をする機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
床材の表面 加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたリする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと躓き転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」

項目	質問	回答	QA発出時期等
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えなくても、身体の状態に合わせて性能が代われれば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易ではないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらず、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座を高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げする工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合。③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」
既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 「介護報酬等に 係る Q&A vol. 2」

項目	質問	回答	QA発出時期等
和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係る Q&A vol. 2」
滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	H12. 3. 31 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 59「介護報酬等に係る Q&A 」
段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について」
玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について」
段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について」
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について」

項目	質問	回答	QA発出時期等
段差の解消に伴う付帯工事の取り扱い	<p>(住宅改修) 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置</p> <p>(住宅改修に係るものに限る) を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽の出入り困難かつ危険になった場合の浴槽のかさ上げの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取扱いの工事</p>	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	H14. 3. 28 事務連絡「運営事務等に係るQA」
通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつける)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQAについて」

項目	質問	回答	QA 発出時期等
扉の取り替え	門扉の取り替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取り替えとして支給対象となる。	H12. 11. 22 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 93「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について」
段差の解消の取り扱い	平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱っても差し支えないものとする。	H14. 3. 28 事務連絡 「運営事務等に係る Q&A 」
住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の 1 割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取り扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅に要した費用の額の 90/100 に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者等と相当の関連を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	H14. 3. 28 事務連絡 「運営事務等に係る Q&A 」
理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3 月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	H18. 3. 27 事務連絡 介護制度改革 information vol. 80 「平成 18 年 4 月改定 関係 Q&A (vol. 2)」

項目	質問	回答	QA発出時期等
滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。</p>	<p>居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要とみられる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。</p>	